# 税理士連絡協議会

令和８年９月 10 日（木）
午前 10 時 00 分～
あさひホール（ラピオ５階）

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題
（１）税務署総合窓口における受付時間の変更について【総務】

（２）ＫＳＫ２への移行に伴うｅ－Ｔａｘのメンテナンス時間について【総務】
令和８年９月 19 日（土）０時から令和８年９月 24 日（木）８時 30 分まで
令和８年９月 26 日（土）０時から 24 時まで

（３）税理士事務の適正な運営の確保について【総務】

（４）キャッシュレス納付の利用拡大について【管理運営】

（５）防衛特別法人税の暫定的な納付方法について【管理運営】

（６）事前照会事案に係る文書回答手続の利用促進について【個人】

（７）相続税申告における e-Tax の積極的な利用についてのお願い【資産】

（８）扶養控除等の是正通知書について【法人】

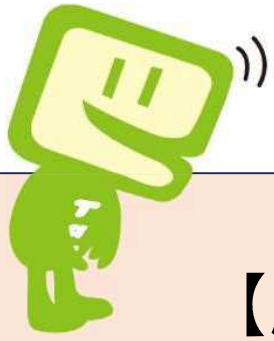
（９）実地調査における帳簿書類等に係る電子データの提供依頼について【法人】

# 税理士連絡協議会

（資料）

税務署にお越しの方へ

# 総合窓口の受付時間のお知らせ



## 令和８年10月１日から

月曜日から金曜日（開庁日）

**【原則】９：００～１５：００**

（上記時間内の来署に御協力をお願いします）

国税庁では、納税者利便の向上等の観点からe-Taxやキャッシュレス納付等によるオンライン手続を提供するなど、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のＤＸ）を進めているところです。

こうした各種オンライン手続の拡充に鑑み、令和８年10月１日以降、全ての税務署で総合窓口における受付時間を原則として午前９時から午後３時とすることとしましたので、御理解・御協力をお願いいたします。

※　総合窓口の受付時間外であっても、開庁時間内（午前８時30分から午後５時）に来署された場合には、対応しておりますが、可能な限り受付時間内の来署をお願いします。

※　税務署に電話で連絡される場合も、お急ぎの場合を除いて受付時間内のご連絡をお願いいたします。

※　総合窓口では申告・申請書等の受理、用紙の交付、納税、納税証明書の交付などを行っております。

国税庁
法人番号1号 7000012050002

令和８年６月

# 源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB 版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。※体験できる機能は一部のみ

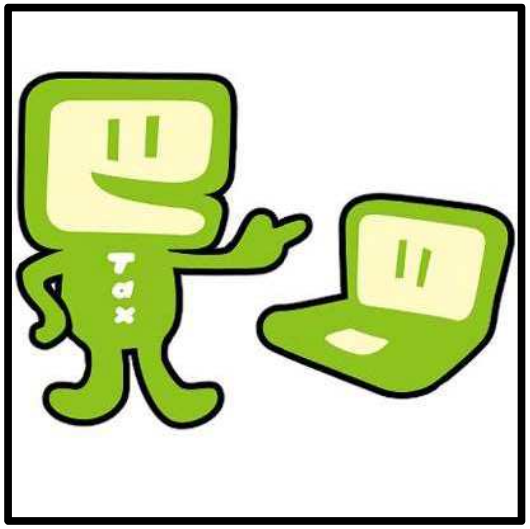
源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーはこちら

## e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひご体験ください



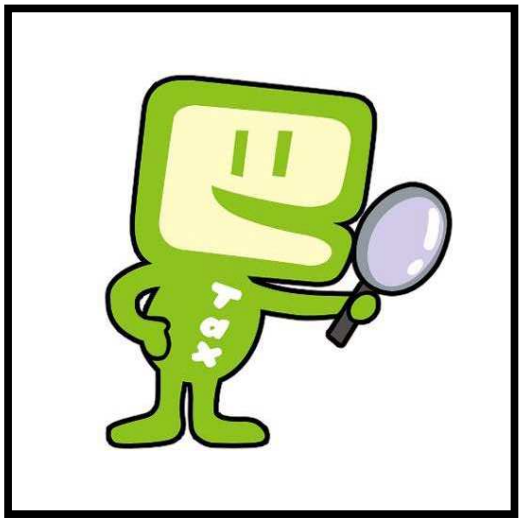
### 事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しいただけます。
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。




### 何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスを気にすることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。




### 操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。



国税庁

法人番号 7000012050002　令和７年３月

源泉所得税

# ダイレクト納付 簡易マニュアル

## ｽﾃｯﾌﾟ１ 「e-Tax(WEB版)」にログイン




e-Taxを初めて利用する方は、こちらから利用者識別番号を取得してください。

事前準備セットアップの方法も掲載した「完全攻略マニュアル」はこちら




**【メモ】申告を依頼している税理士に確認してください。**

| | |
|---|---|
| ID | |
| PW※ | |

※ PWは税理士と共有のため変更しないように注意！

## ｽﾃｯﾌﾟ２ 「所得税徴収高計算書」の作成・送信

### 「作成する計算書」の選択と「提出先税務署」の確認

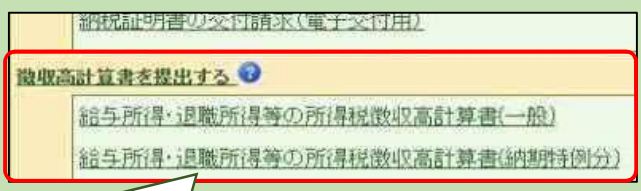
**①メインメニュー**





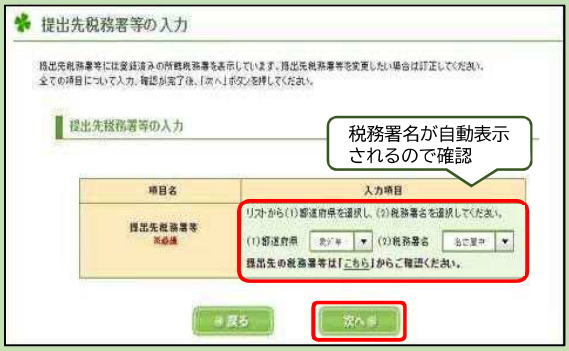


**②作成する計算書種類を選択**




毎月納付の場合は(一般)を、
半年納付の場合は(納期特例分)を選択

**③提出先税務署の確認**




名古屋国税局・税務署（R7.8）

1

# 所得税徴収高計算書の作成

※ここでは、源泉所得税の毎月納付を例に説明します。

## ④ 支給月の入力・区分の選択



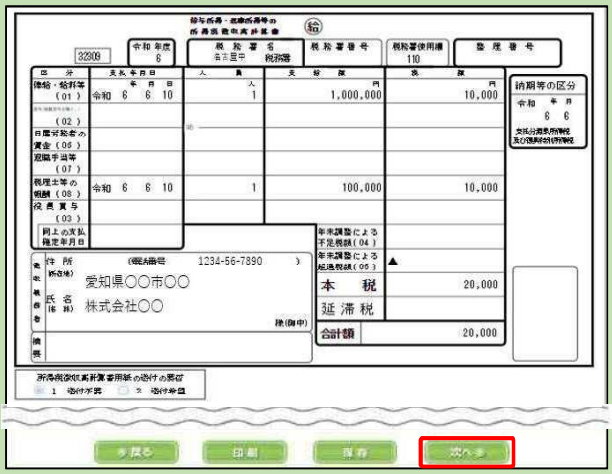

## ⑤ 支給額等の入力



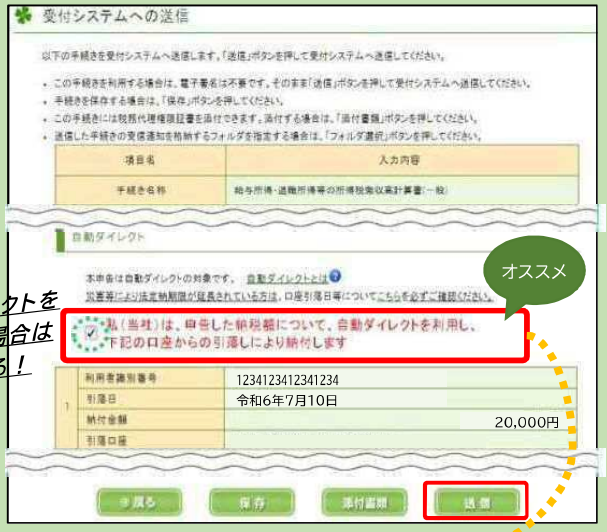

※　本税（合計）欄は自動入力されます。

# 入力内容の確認・送信

## ⑥ 入力内容の確認




## ⑦ 受付システムへの送信



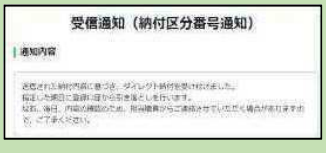

*自動ダイレクトを利用する場合は☑を付ける！*

## ⑧ 受付結果の確認




## 【参考】引落日ごとの操作方法

| 引落日 | 納付手続 | 操作方法 | 送信日・選択 |
|---|---|---|---|
| 納期限の日 | 自動ダイレクト | 「自動ダイレクトの利用」にチェックを付けて送信するだけ | 納期限の前日までに送信 |
| 納期限の翌取引日 | | | 納期限の当日に送信 |
| 即時 | ダイレクト納付 | 「自動ダイレクトの利用」のチェックを外して送信し、その後、受信通知から納付の操作をする | 「今すぐに納付される方」を選択 |
| 任意の指定日（期限内に限る） | | | 「納付日を指定される方」を選択 |




自動ダイレクト以外は　⇒P3へ

*引落日の前日までに残高の確認をお願いします！*

重要

引落日に引落結果を確認してください。　⇒P4へ

*自動ダイレクトの場合、操作は以上で完了！*

2

# ｽﾃｯﾌﾟ３　「自動ダイレクト」以外の方法で納付する場合

## ①引落日の選択




※　即時通知を閉じた場合は「メインメニュー」の「メッセージボックス」から開けます。





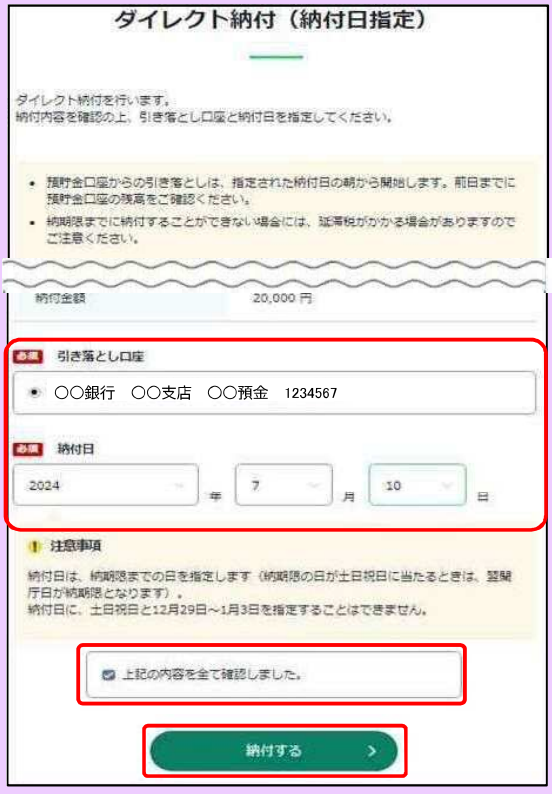








## ②内容の確認



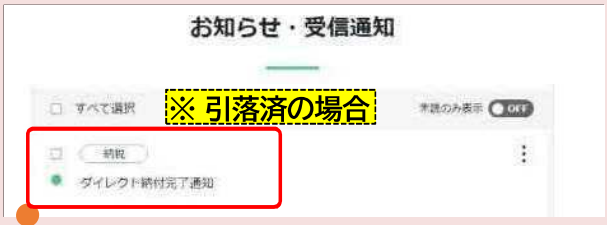

「今すぐ納付」の場合は引続き、
「納付日指定」の場合は引落日に、
引落結果を確認してください。 ⇒P4へ

## ｽﾃｯﾌﾟ４　引落結果の確認　重要

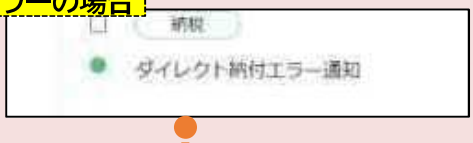
### ①メインメニュー



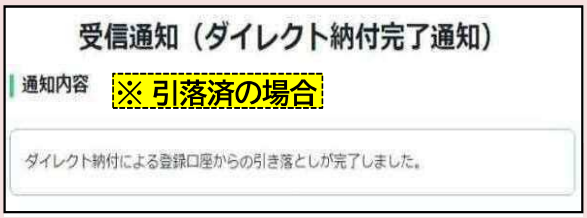

### ②メッセージボックス



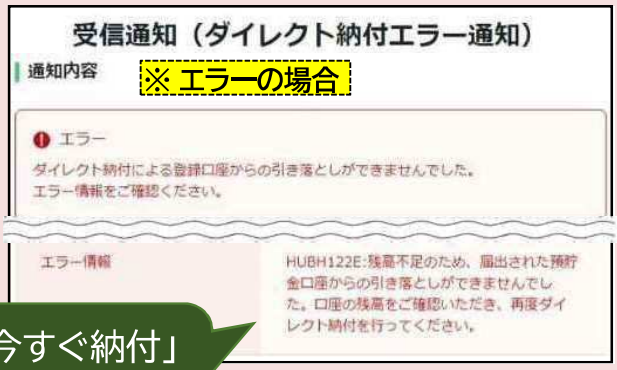

※ エラーの場合




### ③結果確認



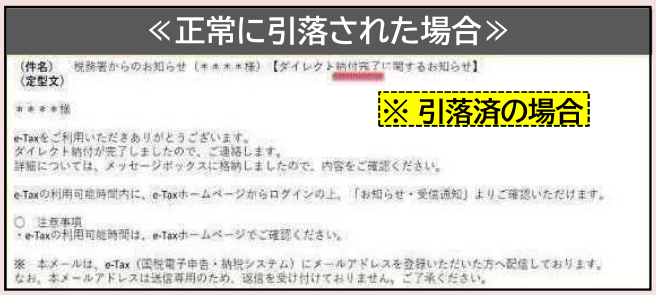

***無事に引落しされ、納付完了！***



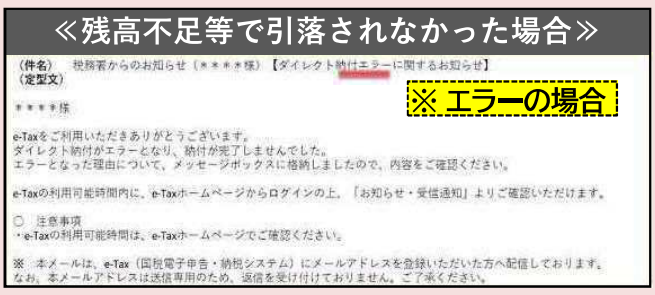

エラーになった場合には、P3に戻り、「今すぐ納付」または「納付日指定」を選択し、再度操作をして納付してください。

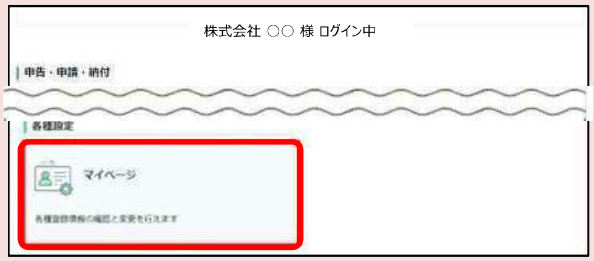
## 参考　メールアドレスの登録　推奨

### ≪正常に引落された場合≫




### ≪残高不足等で引落されなかった場合≫







メールアドレスを登録しておけば、上記のようなメールが登録したメールアドレスに送信されます！

4

国税庁

# 防衛特別法人税に係る納付方法等について

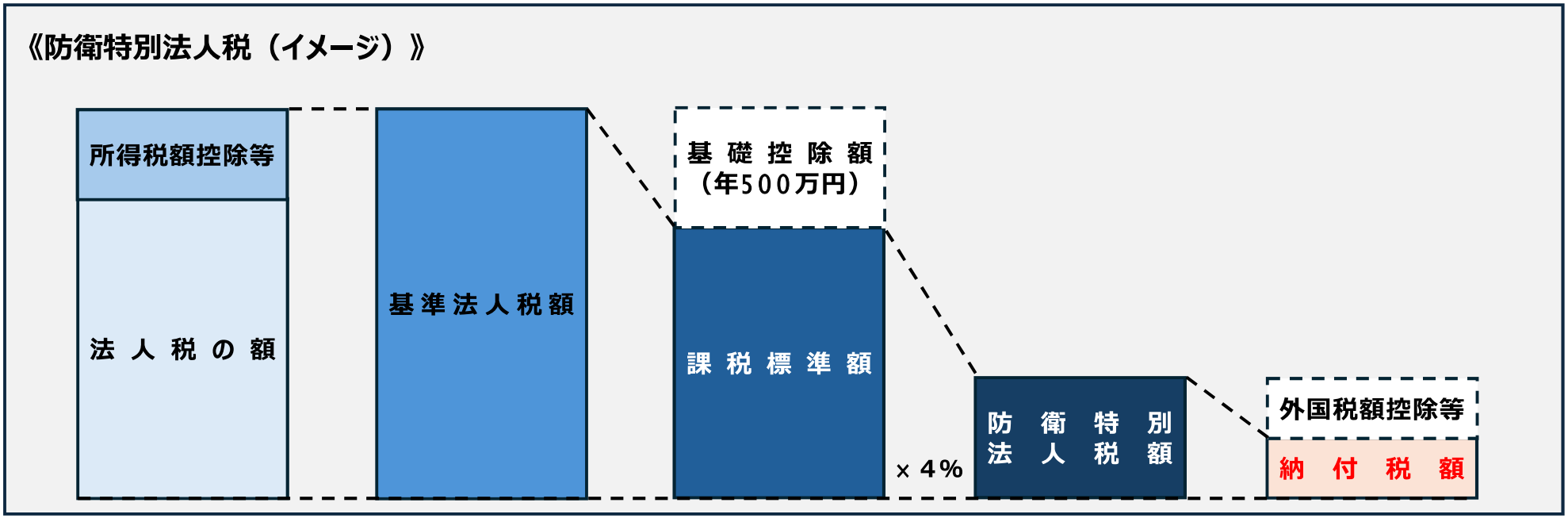
国税庁 管理運営課

令 和 ８ 年 ４ 月

# １．防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

- 令和７年３月 31 日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 13 号）（令７改正法）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。
- これに伴い、令和８年４月１日以後開始する事業年度から、法人税・地方法人税に加えて防衛特別法人税の申告・納付が必要となります。
- 新たな税目追加に伴う申告・納付に係る各種システム開発が必要であるところ、防衛特別法人税に係るシステム修正は、令和９年５月を予定しています。
- そのため、システム修正までの間、防衛特別法人税における電子納税等については、次頁以降の暫定的な納付方法でご対応いただきますようお願いいたします。
- なお、暫定的な納付方法は、令和８年４月１日以後開始事業年度の法人のうち、令和９年５月のシステム修正までの間に納付を行う法人（例えば、新たに設立された法人、決算期変更を行った法人など）が対象となります。

《防衛特別法人税（イメージ）》




1

# １．防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

## １　キャッシュレス納付（e-Taxからの納付）

- 令和９年５月までは、e-Taxで申告書を送信後にメッセージボックスに防衛特別法人税に係る「納付区分番号通知」が格納されないことから、「納付情報登録依頼」から以下の内容を入力いただき、「納付区分番号通知」を作成の上、納付をお願いします。
  - 税　　目：法人税（グループ通算法人の場合：法人税（通算））
  - 申告区分：その他
  - 本　　税：防衛特別法人税の額
- なお、e-Tax（Web版）では、 e-Taxで申告書を送信後にメッセージボックスに格納される「受信通知」から簡易に防衛特別法人税の「納付情報登録依頼」が作成される機能を提供します。

**【受信通知からの納付情報登録依頼の実施（イメージ）】**

【受信通知画面】




【納付情報登録依頼画面】




③ メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から、各種納付手段を選択し、納付手続を行います。

① 防衛特別法人税の申告書(税額有)を送信した際に届く「受信通知」の備考欄下部に、防衛特別法人税の説明が記載されていますので、その文面の「こちら●」をクリックします。

② 「税目」、「課税期間」、「申告区分」及び「本税」情報を引き継いだ状態で、「納付情報登録依頼」画面が表示されますので、内容を確認した上で、「送信」ボタンをクリックします。

③ メッセージボックスに防衛特別法人税の「納付区分番号通知」が格納されますので、納付手段(※)選択し、納付を行います。

(※)「ダイレクト納付」 、「インターネットバンキング」、「クレジットカード納付」、「スマホアプリ納付」が選択可能です。

2

# １．防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

## ２　キャッシュレス納付（e-Taxを経由しない納付）

➢　令和９年５月までは、インターネットバンキング（入力方式）やクレジットカード納付（国税庁ホームページから納付）を利用して納付行う場合は、以下の内容を入力いただき、納付願います。

①　インターネットバンキング（入力方式）

インターネットバンキング（入力方式）で納付する場合、次の「税目番号」、「申告区分コード」を使用し「納付区分（納付目的コード）」を作成してください。

- 税　目　番　号：「030」
- 申告区分コード：９（その他）

※　「収納機関番号（00200」、「納付番号（利用者識別番号）」、「確認番号（納税用確認番号）」は従来どおりの内容を入力してください。

**《記載例》事業年度（令和８年４月１日から令和８年12月31日）確定申告分の納付区分（納付目的コード）**

税目番号「030」＋申告区分コード「９」＋元号コード「５」＋課税期間「080401」＝「03095080401」

②　クレジットカード納付（国税庁ホームページから納付）

- 税　　目：法人税（グループ通算法人の場合：法人税（グループ通算・連結））
- 申告区分：その他

**《記載（イメージ）》**



# １．防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

## ３　グループ通算法人に係る一括ダイレクト機能（一括納付情報登録依頼）から納付する方法

➢　令和９年５月までは、e-Tax(Web版)の一括ダイレクト機能を使用して、グループ通算法人に係る防衛特別法人税の納付を行う場合は、以下の手順で納付願います。

（手順）

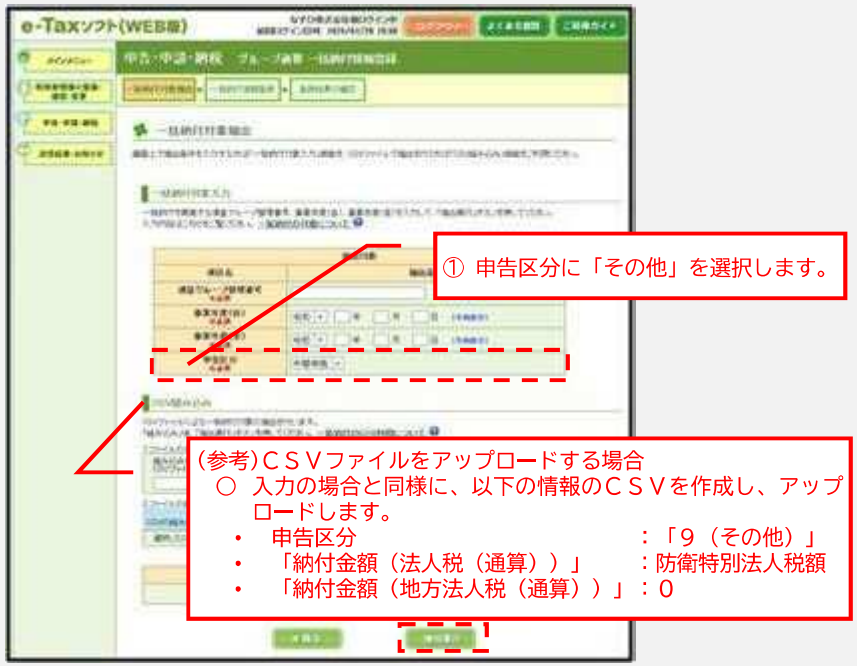
①　e-Tax(WEB版）の「一括納付情報登録」メニューを起動します。

②　通算グループ整理番号、事業年度（自）、（至）を入力の上、申告区分は「その他」を選択し、「抽出実行」ボタンをクリックします。

③　「法人税（通算）　」欄に防衛特別法人税額を、「地方法人税（通算）　」欄に「０」を入力し、「一括納付情報登録」ボタンをクリックします。

④　その後、「申告・申請・納税」メニューの「グループ通算　一括納付情報照会・納付」から納付手続をお願いします。

**【一括納付情報登録依頼（イメージ）】**






# １．防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

## ４　納付書で納付する方法

➢　令和９年５月までは、納付書で防衛特別法人税を納付する場合、以下のとおり記載の上、納付願います。

①　税目番号　　…　「030」を記載（グループ通算法人の場合は「032」を記載）
②　税目　　…　「防衛特別法人税」を記載（グループ通算法人の場合も同様）
③　納期等の区分　…　課税事業年度を記載
④　申告区分　　…　該当する申告区分に〇を記載
⑤　徴定順位　　…　「50」を記載

注１　徴定順位は、国税側で法人税と防衛特別法人税を判別するためのものです。記載されなかった場合でも納付は可能ですが、確認のため業務センター・税務署から連絡を差し上げることがあります。
２　税務署で防衛特別法人税に係る納付書を請求した場合は、上記①、②及び⑤を記載した納付書を交付します。

**《記載（イメージ）》**



# 2．猶予の申請方法とダイレクト納付による分割納付の手続について

防衛特別法人税について、納税の猶予、換価の猶予又はダイレクト分納を利用する場合は、税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を、申告区分に「その他」を、それぞれ選択してください。

**《画面（イメージ）》**

**【猶予申請】**




税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を選択する。




申告区分に「その他」を選択する。

**【ダイレクト分納】**




税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を選択する。

申告区分に「その他」を選択する。

# ３．納税証明書の交付請求について

- e-Taxによる納税証明書の交付請求については、令和９年５月にシステム修正予定となりますので、それまでの間においては、書面によりお願いします。
- e-Taxによる納税証明書の交付請求に際し、代理人が作成する電子委任状については、令和９年５月に様式が変更される予定です。

　つきましては、令和９年５月以降に代理人がe-Taxを利用して納税証明書の交付請求を行う場合は、新様式の電子委任状をご利用くださいますようお願いいたします。

（参考：納税証明書に係る電子委任状作成コーナー）

https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF_WEB_OP/WP000/FCSETE010/SETES010SCR.do

# ご存じですか？ 文書回答手続

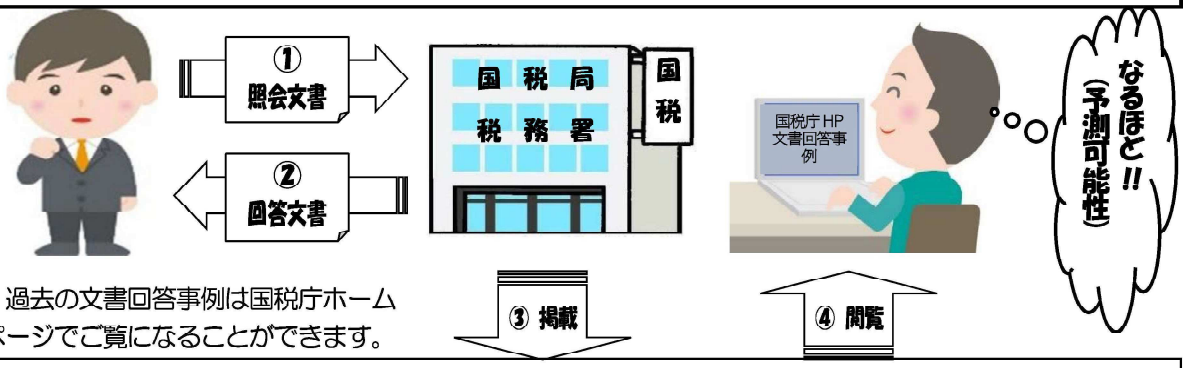
令和６年 12 月

［文書回答手続］

○　国税局においては、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。
　また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】にて公表しています。
○　同業者団体等からの照会（その構成員等が行う取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。
○　詳しくは文書回答手続特設サイトをご覧ください。

通常、受付窓口は事前照会をされる方の納税地を所轄する税務署の担当部門になりますが、次のものについては受付窓口が異なりますのでご注意ください。なお、郵送により照会文書を提出する場合は、封筒の表面に「文書回答手続に係る照会文書在中」と記載してください。

イ　国税局調査部(課)所管法人による法人税・消費税に関する照会
　⇒　法人を所管する国税局の調査審理課(又は調査管理課、調査課)
ロ　酒税に関する照会　⇒　製造場等の所在地の所轄税務署(国税局所管の場合は所轄国税局の酒税課)
ハ　間接諸税(印紙税を除きます。)に関する照会　⇒　製造場等の所在地の所轄国税局の消費税課




○　過去の文書回答事例は国税庁ホームページでご覧になることができます。

**国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】トップ画面**
**※掲載画像は令和6年 12 月現在のものです。**

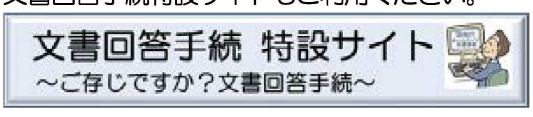



**メニューバーの「法令等」から「文書回答事例」をクリック！**

**「文書回答事例」画面が表示されたら、「キーワード検索」又は「税目別検索」で調べたい事例を絞り込み、調べたい事例をクリック！**

文書回答事例はこちら

○　文書回答手続特設サイトもご利用ください。




文書回答手続特設サイト

裏面に文書回答手続についてのＱ＆Ａを掲載していますので、ぜひご覧ください。

国税庁　この社会あなたの税がいきている

# 文書回答手続についてのＱ＆Ａ

裏　面

**問１　文書回答の対象となるものは、どのような照会ですか。**

答　国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

① 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
② 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関係するもの
③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
④ 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの　など

**問２　照会者名は公表されるのですか。また、照会文書に記載した内容は全て公表されるのですか。**

答　照会者名については、照会者から公表の申出がない限り、公表されることはありません。

照会文書に記載した内容については、そのまま公表されるものではありませんので、公表内容については、担当部署にご相談ください。

(注) 同業者団体等からの照会については、照会者名も公表されます。

**問３　文書回答の対象とならない場合には、何も回答してもらえないのですか。**

答　最終的に文書回答を行わない場合であっても、内容を審査して、口頭による回答が可能な事前照会については、口頭による回答を行います。ただし、実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するものなどは口頭でも回答できないこと、また、照会内容によっては回答を一般的な事項に留めざるを得ない場合があることなどをご了承ください。

**問４　照会してからどのくらいで回答してもらえるのですか。**

答　回答は、受付窓口で受け付けた日から原則３か月以内※の極力早期に行うよう努めることとしています。ただし、例えば、照会内容が複雑であるもの等、照会の内容によっては、その期間内で回答できない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

※　「３か月以内」とは、審査に必要な追加資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除いた期間ですので、照会に当たっては、これらの期間等を考慮してご照会ください。

**問５　その他文書回答手続の利用に当たって特に注意しておくべきことはありますか。**

答　○　文書回答手続は納税者サービスとして行っているものであるため、回答内容は照会者の申告内容等を拘束するものではありません。したがって、回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答がないことなどに不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりませんのでご注意ください。

○　最終的に文書回答ができるかどうかは、国税局等の審査の結果によります。したがって、場合によっては、税務署等での受付後に文書回答の対象にならないというご連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、上記のほかに詳細な照会手続や照会様式等を掲載していますので、ご利用ください。また、文書回答手続による事前照会はe-Taxを利用できますので、ぜひご活用ください。

事前照会に対する文書回答手続

e-Taxでの文書回答手続の概要

名古屋国税局からのお知らせ

# 文書回答手続をご利用ください！

国税局では、納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容等を国税庁ホームページで公表しています。

文書回答手続について調べるには、国税庁ホームページの特設サイトが便利です。（こちらからアクセスできます。）⟶







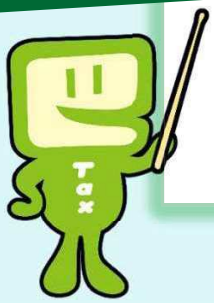
その他ご不明な点は、名古屋国税局課税第一部審理課
【０５２－９５１－３５１１（内線）４８１４・４８１５】までお問い合わせください。

# 税理士の皆さまへ

# 相続税e-Tax をご利用ください

## 相続税e-Taxを利用する場合の７つのポイントを裏面で紹介

相続税e-Taxが便利！！

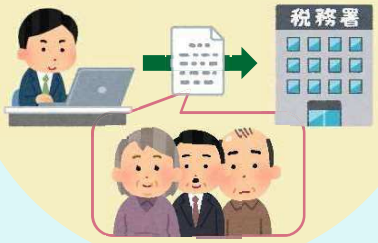



相続税の申告の**約７割**がe-Taxを利用！

※令和８年３月末現在の利用率です。

## 相続税のe-Tax申告は、手続き簡単でメリットたくさん！

**複数人分の利用者識別番号を一度に確認できます！**

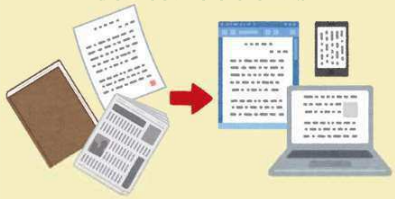



**委任関係の登録を行った相続人のマイページ情報から「贈与税申告情報」等を確認できます！**



**ペーパーレスですっきり！**

＼郵送料や印刷代削減／

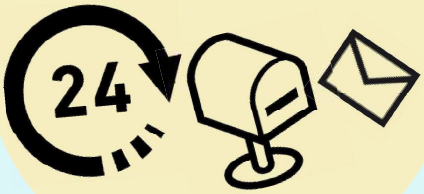


**添付書類をPDFで送信**

**未成年者、非居住者に係る申告等データも代理送信可能！**



**申告書の提出日時など、提出状況を受信通知から確認できます！**




※メンテナンス時間を除きます

## 「相続税e-Tax特設サイト」をご活用ください！

- 相続税e-Taxに関するFAQや、利用者識別番号の確認方法など、参考となる情報を国税庁ホームページに掲載しています。

相続税e-Tax 特設サイト

Check！

閲覧はこちらから

# 相続税e-Taxを利用する場合の 7つ のポイント

## 申告書作成前の相続人への説明時

### 1 相続人の「利用者識別番号」を確認

- 利用者識別番号が不明な場合は**「変更等届出書」**をe-Tax送信
- 利用者識別番号の有無等を税務署又は業務センターから税理士に**電話**で連絡

※　パスワードリセットしなくても確認できます。

「変更等届出書」の入力方法

### 2 相続人に「委任関係の登録」について説明

- e-Tax上で**「委任関係の登録」**を実施

※　「委任関係の登録」により相続人のe-Taxマイページ情報やメッセージボックスなどの参照権限が税理士に付与されます。

委任関係の登録方法

## 相続税申告に必要となる資料の収集時

### 3 相続人のマイページ情報から「贈与税申告情報」を確認

- 委任関係の登録を行った**相続人のマイページ情報**を参照
- 「贈与税関係」メニューから過去にe-Taxで送信された**贈与税申告情報**を確認

※　令和８年９月下旬(予定)から、**書面提出分も含めた、相続時精算課税の適用状況**や**申告書の提出状況**などを、確認できるようになります。

マイページの贈与税申告情報

### 4 収集した書類はＰＤＦで保管

- 相続人から預かった書類や、金融機関などから収集した書類はスキャンして**PDFで保管**

## 相続税申告のe-Tax送信時

### 5 添付書類はイメージデータ（PDF）で送信

- イメージデータ（PDF）は**グレースケール**でも送信可能
- １回の送信で**14MB**まで送信が可能（合計11回：最大154MBの送信が可能）

イメージデータで送信可能な添付書類

### 6 申告書の提出状況はe-Taxの受信通知で確認

- e-Tax受信通知画面から**申告書の提出状況**を確認
- 申告書の提出日時は**いつでも**確認が可能

※　メンテナンス時間は除く。

## 相続税の納付時

### 7 相続税の納付もキャッシュレス

- キャッシュレス納付なら税務署や金融機関等の**窓口に行く必要なし**
- 税理士が納税者に代わって**ダイレクト納付**の手続を行うことが可能

※　ダイレクト納付を利用する場合は、**事前に**「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要となります。
登録手続きには約１か月（e-Taxにより提出した場合は約１週間）程度要しますので、納付が見込まれる場合には、事前にご準備いただくことをおすすめします。

納付手続の詳細はこちら

## e-Taxの事前準備・送信方法・エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ

- WEBで解決
  e-Taxのご利用に当たって、皆さまから寄せられた質問を、e-Taxホームページへ掲載しています。
  e-Tax全般に関する質問につきまして、まずは「よくある質問（Q&A）」をご覧ください。
- 電話によるお問い合わせ
  e-Tax・作成コーナーヘルプデスク　0570-01-5901
  受付時間：月～金曜日　９：00～17：00（休祝日及び12月29日～１月３日を除く）

e-Taxに関するお問い合わせ先

# 相続税 e-Tax 申告をされる税理士の皆さまへ

## 「利用者識別番号」が不明な場合は

# コレで確認



簡単！ 便利！

「変更等届出書」の具体的な入力例を裏面でご紹介！

- 財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を**送信した税理士**に利用者識別番号の有無等を**電話で連絡**します。
- **複数人分**の利用者識別番号が **1 件の「変更等届出書」**の送信で確認できるようになりました。

（※）**相続税**を e-Tax で申告される場合のみの手続きです。

## 利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、**①過去に電子申告を行った申告書の控え（所得税や贈与税など）、②税務署からの郵送物、③e-Tax のマイページ**などから確認できます。

財産取得者（相続人等）への確認の際は、財産取得者用のリーフレットをご活用ください。

### 分かる

取得済の利用者識別番号を使用

### 分からない（取得しているか不明）

「変更等届出書」を e-Tax で代理送信し、利用者識別番号の有無等を確認

⇒ **パスワードのリセットを併せて行うか否かで手続きが異なります。**

### 取得していない

「開始届出書」を財産取得者（相続人等）の住所地の所轄税務署に e-Tax で代理送信

⇒ 利用者識別番号をオンラインで即時発行

### パスワードをリセットしない

「変更等届出書」を**財産取得者（相続人等）の代表者の住所地を管轄する税務署**に e-Tax で代理送信

⇒ 詳しくは**裏面（上段）**をご覧ください。

### パスワードをリセットする

「変更等届出書」を**それぞれの財産取得者（相続人等）の住所地を管轄する税務署**に e-Tax で代理送信

⇒ 詳しくは**裏面（下段）**をご覧ください。

### 「相続税 e-Tax 特設サイト」のご案内

相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧などは国税庁ホームページ内の「相続税 e-Tax 特設サイト」をご覧ください。

# 「変更等届出書」の具体的な入力例・送信先税務署

## パスワードをリセットしない場合
（複数人の利用者識別番号を確認する場合）




代表者（①に入力した財産取得者）以外で、利用者識別番号を確認したい財産取得者（相続人等）の**「住所・氏名・生年月日」**を入力

**① 住所・氏名等**

利用者識別番号の有無等を確認する**財産取得者（相続人等）の住所・氏名等を入力**

⇒　確認したい者が複数いる場合には、任意の者（例えば、配偶者など）を代表者として①に入力

**② 参考事項**

**「相続税申告の委任有」、「税理士への連絡希望」**及び**「PW リセット不要」**と入力

⇒　利用者識別番号の有無等を確認したい者が複数いる場合は、①で入力した代表者以外の者の**「住所・氏名・生年月日」**を入力すれば代表者の変更等届出書の送信で一度に確認できます。

**③ 税理士等**

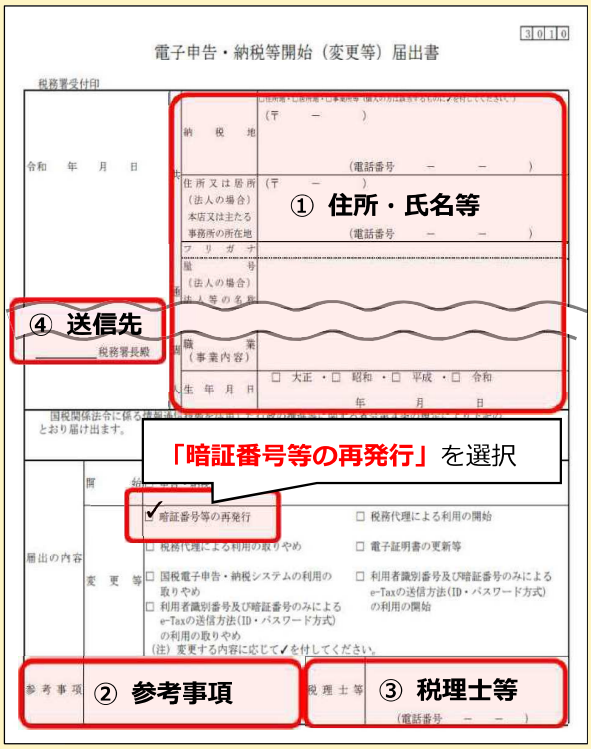
代理送信をする**税理士等の氏名・電話番号**を入力

**④ 送信先**

**①で入力した者の住所地の所轄税務署**を選択（入力）

- 後日、税務署（又は業務センター）から、③に入力した**税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡**します。
  ※　財産取得者（相続人等）へは、利用者識別番号が記載された通知書は通知（郵送）されません。
- また、**利用者識別番号がない（又は廃止している）場合**は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、**「e-Tax の開始届出書」を別途 e-Tax により代理送信**してください。

## パスワードをリセットする場合




**① 住所・氏名等**

利用者識別番号の有無等を確認する**財産取得者（相続人等）の住所・氏名等を入力**

⇒　確認したい者が複数いる場合には、その者ごとに作成・送信

**② 参考事項**

**「相続税申告の委任有」**及び**「税理士への連絡希望」**と入力

**③ 税理士等**

代理送信をする**税理士等の氏名・電話番号**を入力

**④ 送信先**

**①で入力した者の住所地の所轄税務署**を選択（入力）

- 後日、税務署（又は業務センター）から、③に入力した**税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡**します。
- なお、財産取得者（相続人等）へは、既存の利用者識別番号と仮パスワードが記載された通知書を通知（郵送）します。
- また、**利用者識別番号がない（又は廃止している）場合**は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、**「e-Tax の開始届出書」を別途 e-Tax により代理送信**してください。

注１　e-Tax ソフト又は民間ソフト（国税庁の仕様公開に基づき作成されたもの）を使用して代理送信してください。
　２　「e-Tax の開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から代理送信された場合は対象外です。